

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたとき、早く家の片付けや修理に取り掛かりたくなるかもしれませんが。しかし、その前に、まずやっていただきたい重要なことがあります。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際に便利です。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
 - 浸水した場合は、浸水の深さが分かるように撮りましょう。
- ※メジャーなどを当てて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさがよく分かります。



家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
 - 被災した部屋ごとの全景写真
 - 被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

【想定される撮影箇所】

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバスなど



※被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

問合せ 市民税課 (2階) ☎(20)1577 FAX (20)1609

口腔がん検診のお知らせ

口腔がんは早期発見・早期の治療が効果的です。この機会にぜひ受診ください。

- ◆日時 10月26日(土) 13時～
※受付時間は申し込み後、個別にご案内します。
- ◆場所 保健センター
- ◆内容 歯科医師による視診・触診
- ◆対象 令和6年4月1日現在で40歳以上の市民
- ◆定員 200人 (申込順)
- ◆費用 500円

※予約制のため、受診には事前申し込みが必要です
(昨年度受診した方も改めて申し込みが必要です)。



申込み・問合せ 保健センター ☎(25)1725 FAX (25)1865